

e L T A X 電子納税について



eLTAxイメージキャラクター エルレンジャー

e L T A X 電子納税の概要

- ◆ e L T A Xとは？
- ◆ e L T A Xを利用した電子納税サービスとは？
- ◆ 電子納税で納付できる税目や手続は？
- ◆ 電子納税の手続の概要は？
- ◆ 電子納税の利用開始にあたって、準備することは？
- ◆ 電子納税の手続の詳細は？

Q&A

- Q1 共通納税とはなんですか？
- Q2 複数の地方団体にまとめて納付することはできますか？
- Q3 代理人が納付手続きできますか？
- Q4 e L T A X 電子納税で納付した場合、領収証書は発行されますか？
- Q5 書面により申告した場合でも、e L T A X 電子納税はできますか？
- Q6 電子申告をすれば、すぐにその申告分について電子納税できますか？
- Q7 e L T A X 電子納税で納付した場合、どの時点が領収日となりますか？
- Q8 電子納税が利用できる金融機関はどこですか？
- Q9 e L T A X 電子納税を利用するにあたって、手数料はかかりますか？
- Q10 e L T A X 電子納税が利用できない時間はありますか？
- Q11 電子納税で納付した後、すぐに納税証明を取得することはできますか？

問合せ先

- ◆ e L T A X の利用手続についてのお問い合わせ
- ◆ 申告、申請・届出、利用届出の内容や審査、納税についてのお問い合わせ

eLTAx電子納税の概要

eLTAxとは？

eLTAxとは、地方税における申告、申請・届出、納税などの手続を、インターネットを利用して行うことができるシステムです。

eLTAxを利用した電子納税サービスとは？

eLTAxを利用した電子納税サービスとは、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税、事業所税、都民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税の納付を、クレジットカードやインターネットバンキング、ダイレクト納付により行うことができるサービスです。
納付情報の作成方法については、eLTAxホームページ「納付手続きの手順」をご確認ください。
これらのサービスを利用することにより、金融機関や都税事務所等の窓口足を運ぶことなく、自宅やオフィスなどから納付ができます。
ただし、領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な場合は従来どおり納付書により金融機関や都税事務所等の窓口で納付していただく必要があります。

電子納税で納付できる都税の税目や手続は？

eLTAxを利用した電子納税で納付できる税目・手続きは以下のとおりです。

	法人住民税・法人事業税 特別法人事業税/地方法人特別税	事業所税	都民税利子割・都民税配当割・ 都民税株式等譲渡所得割、 都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税
利用できる手続	<input type="checkbox"/> 本税の納付 <input type="checkbox"/> 見込・みなし納付 <input type="checkbox"/> 更正・決定分の納付 <input type="checkbox"/> 加算金の納付 <input type="checkbox"/> 延滞金の納付	<input type="checkbox"/> 本税の納付 <input type="checkbox"/> 更正・決定分の納付 <input type="checkbox"/> 延滞金の納付 <input type="checkbox"/> 加算金の納付	<input type="checkbox"/> 本税の納付 <input type="checkbox"/> 延滞金の納付 <input type="checkbox"/> 加算金の納付

電子納税の手続の概要は？

- ①あらかじめ、電子納税しようとする税目について、eLTAxで電子申告をします。
なお、法人住民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の見込納付の場合は、電子申告する前に電子納税を行うことができます。
※書面により申告をした場合には、PCdeskにて納付情報を作成してください。
※法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税のみなし納付、同税目及び事業所税の更正・決定分の納付の場合は、電子申告は不要です。
- ②電子納税の際に必要な納付情報（※）の発行依頼を行います。
※「納付情報」・・・収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分
→詳しい操作方法についてはこちら（eLTAxホームページの該当ページが表示されます。）
- ③発行された納付情報をもとに、ダイレクト納付やペイジー・クレジットカードで納付します。
なお、初めてインターネットバンキング、モバイルバンキングを利用する場合は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
また、初めてダイレクト納付を利用する場合は事前に口座登録が必要です。
※eLTAx電子納税で納付をした場合、領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な場合は従来どおり、納付書により金融機関や都税事務所等の窓口で納付していただく必要があります。

e L T A X 電子納税の利用開始にあたって、準備することは？

初めて e L T A X を利用する場合

既に利用者 I D をお持ちの場合

Step 1

利用届出（新規）を行い、
e L T A X の利用者 I D を取得します

e L T A X のホームページから利用届出（新規）を行い、
e L T A X の利用者 I D を取得します。
利用届出を行うには、次の準備が必要です。

e-mail アドレス

電子証明書

関与税理士が代理申告を行う場合は、納税者自身の
電子証明書は不要です。

すでに利用者 I D を取得済
の場合は、改めて取得する
必要はありません。

取得済みの利用者 I D で
e L T A X すべての
サービスがご利用
いただけます。

Step 2

P C d e s k などの e L T A X 対応ソフトウェアを準備します

申告データの作成・送信、電子納税のための手続は、P C d e s k など e L T A X 対応
ソフトウェアから行います。

Step 3

必要に応じてダイレクト納付用の口座登録、ペイジー納付に対応した銀行口座又は
クレジットカードを用意してください。

<ダイレクト納付>

P C d e s k から口座振替依頼書を作成し、金融機関に送付します。

※金融機関の審査は、最大1か月程度を要する場合がありますのでご注意ください。

<ペイジー納付>

インターネットバンキングを利用してペイジー納付する場合、口座の準備が必要です。

なお、ATMから納付する場合に口座の準備は不要です。

<クレジットカード納付>

税額1万円まで37円、以降税額1万円ごとに75円がシステム利用料としてかかります。
(消費税別)

電子納税を行います

詳細は次のページをご覧ください

電子納税手続きの詳細は？

申告データをもとに納付手続きを行う場合

納付用の基本情報を入力して納付手続きを行う場合

Step 1

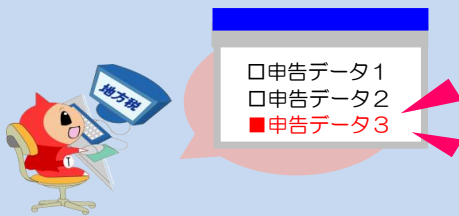
あらかじめe L T A Xで
電子申告します。

Step 1

納付する税目の利用届出を
提出します。

Step 2

対象となる申告データを選択し、
納付情報発行依頼を送信します。



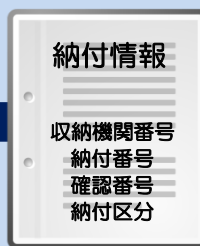
Step 2

納付用の基本情報を入力し、
納付情報発行依頼を送信します。



Step 3

納付情報を受け取り、内容を確認します。



ポータルセンター

Step 4

下記いずれかの方法で納付します。



下記のいずれかの方法で納付できます！
○ダイレクト納付
○Pay-easy（ペイジー）
○クレジットカード納付



領収証書は発行されませんのでご注意ください

Q1 共通納税とはなんですか？

A 共通納税とは、マルチペイメントネットワークの仕組みを利用して、自宅やオフィスから、地方税の納税手続きを電子的に行うことです。共通納税は、全ての地方公共団体へ一括して納税することができます。

共通納税システムは下記の4点が大きな特徴です。

- ①全地方公共団体へ電子納付が可能
- ②複数の地方公共団体への一括納付が可能
- ③ダイレクト納付が可能
- ④地方公共団体が指定する金融機関以外からも納付が可能

Q2 複数の地方団体にまとめて納付することはできますか？

A 同一税目、同一申告区分で、同じ事業年度単位については、複数の地方公共団体の税金をまとめて納付することができます。

Q3 代理人が納付手続きをできますか？

A eLTAX上であらかじめ納税代理権限の承認と、事前口座登録をすることにより、ダイレクト方式を利用して代理人が納税することができます。

Q4 eLTAX電子納税で納付した場合、領収証書は発行されますか？

A eLTAXによる電子納税では、**領収証書は発行されません。**
領収証書が必要な場合は、従来どおり納付書により金融機関や都税事務所等の窓口で納付していただく必要があります。

Q5 書面により申告した場合でも、eLTAX電子納税はできますか？

A eLTAXによる電子納税は、電子申告データをもとに行うため、**書面により申告した場合には手入力による納付情報の作成が必要です。**
なお、法人住民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の見込納付の場合は、電子申告する前に電子納税を行うことができます。
また、eLTAXを利用して電子申告した場合でも、従来どおり納付書による窓口納付ができます。

Q6 電子申告をすれば、すぐにその申告分について電子納税できますか？

A 電子申告した場合、電子申告データを送信してから、納付情報発行依頼を行えるようになるまでの時間と、納付情報発行依頼を行ってから、納付情報が発行されて手元に届き、電子納税を行えるようになるまでの時間は、それぞれ数分かかります。
そのため、電子納税を行う際には、これらの時間を見込んで手続を行ってください。

Q7**e L T A X 電子納税で納付した場合、どの時点が領収日となりますか？**

- A ①ダイレクト納付の場合
指定した日に引き落としが行われ、その時点が領収日となります。
- ②ペイジー納付の場合
金融機関の預貯金口座から即時に引き落としが行われ、その時点が領収日となります。
- ③クレジットカード納付の場合
納付手続きを行った時点が領収日となります。

Q8**電子納税が利用できる金融機関はどこですか？**

- A 対応している金融機関はeLTAXホームページで公開しています。詳細は以下をご覧ください。

◆共通納税対応金融機関 <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

Q9**e L T A X 電子納税を利用するにあたって、手数料はかかりますか？**

- A e L T A X の電子納税の機能を利用するにあたっては、ダイレクト納付及びペイジー納付の場合は手数料はかかりません。
- ただし、納付前にATMで現金を引き出すときや、時間外にATMで納付する際に、手数料がかかる場合があります。詳しくは、ご利用の金融機関までお問い合わせください。
- クレジットカード納付を行った場合、税額1万円まで37円、以降税額1万円ごとに75円がシステム利用料としてかかります。（消費税別）

Q10**e L T A X 電子納税が利用できない時間はありますか？**

- A 平日の8時30分から24時までご利用できます（12/29～1/3は除く）。
休日のご利用可能日につきましては以下をご確認ください。

◆e L T A X ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

Q11**電子納税で納付した後、すぐに納税証明を取得することはできますか？**

- A e L T A X 電子納税により納付をした後、申告、納付と同時、または1～2週間以内に納税証明を申請される場合は、申請者の本人確認書類（申請者が代理人の場合は、委任状等の代理人であることが確認できる書類も必要です）とあわせて、
- ①申告書の控（e L T A X で受付されたもの）
②利用者IDを控えたもの
- を持参のうえで、納税証明を申請してください
（本人確認書類等、納税証明の申請方法についてはこちら）。
- この2点がないと納税の確認ができず、納税証明の発行ができない場合がありますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

納税証明の発行については、[こちらをご確認ください。](#)

問合せ先

e L T A Xの利用手続についてのお問い合わせ

e L T A Xの利用手続については、e L T A Xホームページをご覧ください。

◆ e L T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、e L T A Xご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、e L T A Xホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

◆ よくあるご質問 <https://eltax.custhelp.com/>

申告、申請・届出、利用届出の内容や審査、納税についてのお問い合わせ

申告、申請・届出、利用届出の内容や審査、納税について、e L T A Xの利用手続以外の内容に関するお問い合わせは、各税目の所管都税事務所をお願いします。

- ◆ 納税について : 各税目の所管都税事務所の徴収管理班
- ◆ 申告、申請・届出、利用届出の内容や審査について : 各税目の所管都税事務所の課税担当班

主たる事務所・資産の所在地		千代田	文京	荒川	北	足立	中央	江東	江戸川	台東	墨田	葛飾	港	品川	大田	新宿	中野	杉並	渋谷	目黒	世田谷	豊島	板橋	練馬	※1	※2
所管都税事務所	法人事業税・法人都民税 特別法人事業税・地方法人特別税	千代田		荒川			中央			台東			港	品川		新宿			渋谷			豊島			八王子	立川
	事業所税 (23区内) ※3	千代田			中央						港			新宿												
	固定資産税(償却資産) (23区内)(電子納税不可) ※4	千代田	文京	荒川	北	足立	中央	江東	江戸川	台東	墨田	葛飾	港	品川	大田	新宿	中野	杉並	渋谷	目黒	世田谷	豊島	板橋	練馬		

- ※1 八王子都税事務所法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税所管区域
八王子市・青梅市・町田市・日野市・福生市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
- ※2 立川都税事務所法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税所管区域
立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・昭島市・調布市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・西東京市
- ※3 事業所用家屋貸付等申告、事業所等の新設・廃止については、事業所用家屋、新設又は廃止した事業所等の所在地を所管する都税事務所にお問い合わせください。
- ※4 固定資産税(償却資産)(23区内)の申告については、資産の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。